

第54号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年11月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二評価基準表の部看護（介護）の款看護（介護）重の項中「一時付添看護」の下に「（介護）」を加え、「配偶者又は子ども」を「同居親族」に改め、同款看護（介護）中の項中「付添看護」の下に「（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）」を加え、同款看護（介護）軽の項中「付添看護」の下に「（介護）（同居親族の付添看護（介護）に限る。）」を加え、同部備考に次の一項を加える。

3 評価基準表（備考を含む。）の規定にかかわらず、希望する保育所（条例第4条に規定する長時間保育の利用を希望する場合を含む。）に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる旨の意思表示がある場合は、保護者それぞれの基本指数を0とする。

別表第二調整基準表の部親族の款中「同居親族及び」を「同居保育園児の款中「、児童福祉法」を「又は児童福祉法」に改め、「若しくはグループ保育室」及び「又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限り）」の終了」を「同居」を「同居」に改め、同部備考に次の一項を加える。

9 調整基準表（備考を含む。）の規定にかかわらず、希望する保育所（条例第4条に規定する長時間保育の利用を希望する場合を含む。）に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる旨の意思表示がある場合は、調整指数の加算は行わない。

別記様式第一号を次のように改める。

保育施設等入所（転所）申込書（兼長時間保育実施申込書）

文京区長 殿 文京区教育委員会 殿 次のとおり保育施設等の入所（転所）及び幼稚園における長時間保育の実施を申し込みます。 なお、児童・幼児が卒園し、又は退園するまで、入所の承諾又は長時間保育の実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報（同一世帯者に係るものを含む。）について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。					
現住所	〒 ー	電話番号（自宅）	申請日		
	氏名（自署又は記名押印）	生年月日	児童との続柄	職業等	電話番号（携帯）
保護者①※	フリガナ				
保護者②	フリガナ				

※通知書等の郵送先の宛名は、保護者①に記入した方となります。

園児の属する世帯の状況 ※保護者を除く、同一生計の方全員を記入してください（対象児童を含む。）。						
申込児童に✓	氏名	生年月日	児童との続柄	年齢	性別	お子さんの学校名等
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	

希望する保育施設等	第1希望	第6希望
	第2希望	第7希望
	第3希望	第8希望
	第4希望	第9希望
	第5希望	第10希望

以下のいずれか希望する□欄に✓を1つだけ付けてください。 ※☑が無い場合や☑が複数の場合は、通常どおり選考します。
 （入所保留通知書又は長時間保育実施不許可通知書の発行のみを希望する申請は、育児休業基本給付金の対象外となるため、受付しておりません。詳細は、お勤め先やハローワークにご確認ください。）

<input type="checkbox"/>	直ちに入所（転所）することを希望	→通常どおり選考します。
<input type="checkbox"/>	希望する保育施設等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる	→保護者それぞれの基本指数及び調整指数を0点として、入所選考します。ただし、希望する保育施設等の定員に空きがある場合は、内定となる場合があります（内定の場合、「入所保留通知書」及び「長時間保育実施不許可通知書」は発行されません。）。

延長保育の希望	希望保育時間 ー 区立保育所の月ぎめ延長保育を申し込みますか？ <input type="checkbox"/> はい →延長保育の申込書が別に必要です。 <input type="checkbox"/> いいえ ※ 区立保育所は、1歳児クラス以上（根津保育園は満1歳以上）の児童が申し込みできます。 ※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。
---------	--

きょうだいで申し込む場合 希望する方に☑を付けてください ※右記以外の希望は、「きょうだい条件確認書」（区様式）を添付してください。	① 同じ月に入所（転所）できないとき <input type="checkbox"/> 1人だけでも入所（転所）を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	② 同じ園に入所（転所）できないとき <input type="checkbox"/> 別々の園でも入所（転所）を希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	③ 同じ園に入所（転所）できるとき <input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってもきょうだいが同園になることを優先する <input type="checkbox"/> きょうだいが同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する
通園を希望する期間	から <input type="checkbox"/> 小学校に就学する年の3月末日まで（又は卒園まで） <input type="checkbox"/> 年 月 月末まで

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則別表第二及び別記様式第一号の規定は、令和七年四月一日以後に長時間保育を利用する幼児に係る申込み、選考及び承諾について適用し、同日前に長時間保育を利用する幼児に係る申込み、選考及び承諾については、なお従前の例による。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第十三条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則別表第二及び別記様式第一号の規定は、令和七年四月一日以後に長時間保育を利用する幼児に係る申込み、選考及び承諾について適用し、同日前に長時間保育を利用する幼児に係る申込み、選考及び承諾については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>評価基準表</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>3 評価基準表（備考を含む。）の規定にかかわらず、希望する保育所（条例第4条に規定する長時間保育の利用を希望する場合を含む。）に</u></p>	<p>第一条～第十三条（略）</p> <p><u>新設</u></p> <p>別表第1（略）</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>評価基準表</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>新設</u></p>

入所できないときに、育児休業の延長が許容できる旨の意思表示がある場合は、保護者それぞれの基本指数を0とする。

調整基準表

【別記2 参照】

備考

1～8（略）

9 調整基準表（備考を含む。）の規定にかかわらず、希望する保育所（条例第4条に規定する長時間保育の利用を希望する場合を含む。）に入所できないときに、育児休業の延長が許容できる旨の意思表示がある場合は、調整指数の加算は行わない。

別記様式第1号（第5条関係） 別紙1

別記様式第2号（第6条関係）（略）

別記様式第3号（第6条関係）（略）

別記様式第4号（第10条関係）（略）

別記様式第5号（第10条関係）（略）

別記様式第6号（第10条関係）（略）

別記様式第7号（第11条関係）（略）

調整基準表

【別記2 参照】

備考

1～8（略）

新設

別記様式第1号（第5条関係）（略）

別記様式第2号（第6条関係）（略）

別記様式第3号（第6条関係）（略）

別記様式第4号（第10条関係）（略）

別記様式第5号（第10条関係）（略）

別記様式第6号（第10条関係）（略）

別記様式第7号（第11条関係）（略）

【別記1】

改正後（案）

保護者の状況		基本指数
類型	細目	

就労	週5日以上	8時間以上（休憩時間を含み、通勤及び超過勤務に係る時間を除く。以下就労の部において同じ。）	10
		6時間以上8時間未満	9
		4時間以上6時間未満	8
	週4日	8時間以上	9
		6時間以上8時間未満	8
		4時間以上6時間未満	7
	週3日	8時間以上	8
		6時間以上8時間未満	7
		4時間以上6時間未満	6
		その他	
求職活動	新規就労者、採用内定者又は求職中の者		5
学生	大学等	週5日以上かつ日中8時間以上（休憩時間を含み、通学に係る時間を除く。以下学生の部において同じ。）の就学	8
	各種学校等	週3日以上かつ日中4時間以上の就学を1年以上	7
	その他	日本語学校等（カルチャースクール等を除く。）で週3日以上かつ日中4時間以上の就学を6月以上	6
出産	入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者		7
疾病・障害	長期入院	おおむね1月以上の入院	10
	病気重	常時病臥（育児不可能）	10

	病気中	一般療養（育児困難）	8
	病気軽	一般療養（育児に支障有り）	7
	障害重	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する障害の程度が1級及び2級のもの、東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から3度までのもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのもの（育児不可能）	10
	障害中	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が3級のもの又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が4度のもの（育児困難）	8
	障害軽	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が4級のもの（育児に支障有り）	6
看護（介護）	看護（介護）重	常時付添看護（ <u>介護</u> ）（ <u>同居親族</u> の付添看護（介護）に限る。）	10
	看護（介護）中	週3日以上かつ日中8時間以上の付添看護（ <u>介護</u> ）（ <u>同居親族の付添看護（介護）に限る。</u> ）	8

	看護（介護）軽	週3日以上かつ日中4時間以上8時間未満の付添看護（ <u>介護</u> ）（同居親族の付添看護（ <u>介護</u> ）に限る。）	6
災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に当たることができない場合		10
不在	両親が不存在又は行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合		10

現行

保護者の状況		基本指数	
類型	細目		
就労	週5日以上	8時間以上（休憩時間を含み、通勤及び超過勤務に係る時間を除く。以下就労の部において同じ。）	10
		6時間以上8時間未満	9
		4時間以上6時間未満	8
	週4日	8時間以上	9
		6時間以上8時間未満	8
		4時間以上6時間未満	7
	週3日	8時間以上	8
		6時間以上8時間未満	7
		4時間以上6時間未満	6
	その他		5
求職活動	新規就労者、採用内定者又は求職中の者	5	

学生	大学等	週5日以上かつ日中8時間以上（休憩時間を含み、通学に係る時間を除く。以下学生の部において同じ。）の就学	8
	各種学校等	週3日以上かつ日中4時間以上の就学を1年以上	7
	その他	日本語学校等（カルチャースクール等を除く。）で週3日以上かつ日中4時間以上の就学を6月以上	6
出産	入所希望月の2月前から2月後までの間に出産の予定がある者		7
疾病・障害	長期入院	おおむね1月以上の入院	10
	病気重	常時病臥（育児不可能）	10
	病気中	一般療養（育児困難）	8
	病気軽	一般療養（育児に支障有り）	7
	障害重	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する障害の程度が1級及び2級のもの、東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から3度までのもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのもの（育児不可能）	10
	障害中	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が3級のもの又は東京都愛の手	8

		帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が4度のもの（育児困難）	
	障害軽	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が4級のもの（育児に支障有り）	6
看護（介護）	看護（介護）重	常時付添看護（ <u>配偶者又は子ども</u> の付添看護に限る。）	10
	看護（介護）中	週3日以上かつ日中8時間以上の付添看護 _____	8
	看護（介護）軽	週3日以上かつ日中4時間以上8時間未満の付添看護 _____	6
災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に当たることができない場合		10
不在	両親が不存在又は行方不明で、両親以外の者が児童を保育している場合		10

【別記2】

改正後（案）

類型	細目	調整指数
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。	4
	②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又は在学する者である。	1
新規	新規入所である。	1
生活保護	生活保護受給世帯である。	4

ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によらないで母若しくは父になった者である。	3
	②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	1
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。	2
	②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。	1
	③多胎児である。	2
障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。	2
	②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合	1
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1
待機	6月以上待機している。	1
親族	<u>協力親族がない。</u>	1
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い。	2
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹	3

	ともに申し込む場合に限る。)	
卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所 <u>又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等の卒園</u> に伴う入所申込みである。	2
採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後1月未満である。	1

現行

類型	細目	調整指数
区民	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。	4
	②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又は在学する者である。	1
新規	新規入所である。	1
生活保護	生活保護受給世帯である。	4
ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によらないで母若しくは父になった者である。	3
	②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	1
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。	2
	②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。	1
	③多胎児である。	2
障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。	2
	②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施	1

	行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合	
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	1
待機	6月以上待機している。	1
親族	<u>同居親族及び協力親族</u> がない。	1
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に失業したことにより、就労の必要性が高い。	2
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹とともに申し込む場合に限る。）	3
卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所、 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の年度末まで継続したものに限る。）の終了に伴う入所申込みである。</u>	2
採用内定	採用の内定があり、又は就労開始後1月未満である。	1

保育施設等入所（転所）申込書（兼長時間保育実施申込書）

文京区長 殿 文京区教育委員会 殿 次のとおり保育施設等の入所（転所）及び幼稚園における長時間保育の実施を申し込みます。 なお、児童・幼児が卒園し、又は退園するまで、入所の承諾又は長時間保育の実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報（同一世帯者に係るものを含む。）について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。					
現住所	〒 ー	電話番号（自宅）	申請日		
	氏名（自署又は記名押印）	生年月日	児童との続柄	職業等	電話番号（携帯）
保護者①※	フリガナ				
保護者②	フリガナ				

※通知書等の郵送先の宛名は、保護者①に記入した方となります。

園児の属する世帯の状況 ※保護者を除く、同一生計の方全員を記入してください（対象児童を含む。）。						
申込児童に✓	氏名	生年月日	児童との続柄	年齢	性別	お子さんの学校名等
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	
<input type="checkbox"/>	フリガナ				男・女	

希望する保育施設等	第1希望	第6希望
	第2希望	第7希望
	第3希望	第8希望
	第4希望	第9希望
	第5希望	第10希望

以下のいずれか希望する□欄に✓を1つだけ付けてください。 ※□が無い場合や□が複数の場合は、通常どおり選考します。
 （入所保留通知書又は長時間保育実施不許可通知書の発行のみを希望する申請は、育児休業基本給付金の対象外となるため、受付しておりません。
 詳細は、お勤め先やハローワークにご確認ください。）

<input type="checkbox"/>	直ちに入所（転所）することを希望	→通常どおり選考します。
<input type="checkbox"/>	希望する保育施設等に入所できない場合は、 育児休業の延長も許容できる	→保護者それぞれの基本指数及び調整指数を0点として、入所選考します。ただし、希望する保育施設等の定員に空きがある場合は、内定となる場合があります（内定の場合、「入所保留通知書」及び「長時間保育実施不許可通知書」は発行されません。）。

延長保育の希望	希望保育時間 ～ 区立保育所の月ぎめ延長保育を申し込みますか？ <input type="checkbox"/> はい →延長保育の申込書が別に必要です。 <input type="checkbox"/> いいえ ※ 区立保育所は、1歳児クラス以上（根津保育園は満1歳以上）の児童が申し込みできます。 ※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。
---------	--

きょうだいで申し込む場合 希望する方に□を付けてください ※右記以外の希望は、「きょうだい条件確認書」（区様式）を添付してください。	① 同じ月に入所（転所）できないとき	□ 1人だけでも入所（転所）を希望する	□ 希望しない
	② 同じ園に入所（転所）できないとき	□ 別々の園でも入所（転所）を希望する	□ 希望しない
	③ 同じ園に入所（転所）できるとき	<input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってもきょうだいが同園になることを優先する <input type="checkbox"/> きょうだいが同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する	
通園を希望する期間	から	□ 小学校に就学する年の3月末日まで（又は卒園まで）	□ 年 月 月末まで